

## 任意継続被保険者制度のご案内

### 任意継続被保険者制度とは

この制度は、退職などによって被保険者の資格を失った場合に、条件を満たせば希望により2年間継続してデサント健康保険の被保険者となれる制度です。

### 資格の取得

#### 【加入条件】

- ① 退職日までに継続して2ヶ月以上の被保険者期間があること
- ② 退職日の翌日から20日以内に健保組合へ加入申請し、保険料を納付すること。(健保組合必着)

#### 【加入期間】

退職日の翌日から最長2年間

※任意継続被保険者になると任意で脱退する規定がありませんでしたが、被保険者が保険者に申請することにより脱退することができるようになります。

(2022年1月 健康保険法の改正により)

#### 【扶養家族】

扶養家族の認定基準は在職中と同じです。(当健保組合ホームページ参照)

退職時に扶養していた方は、引き続き被扶養者とみなします。ただし、その後収入条件等の認定基準を満たさなくなった場合は、扶養からはずす手続きをしてください。

#### 【健康保険証】

- ・退職前の保険証：退職日後すぐにご返却ください。(退職日後は使用できません)
- ・任意継続の保険証：保険証の記号・番号が変わります。新たに作成し、簡易書留で郵送します。医療機関の窓口で新しい保険証の提示をお願いします。

### 保険料

- ・保険料は、事業主負担分も含めて全額個人負担となります。
- ・保険料 = 標準報酬月額(※1) × 保険料率(※2)
  - (※1)・①退職時の標準報酬月額または②前年度9月30日現在の当健保組合の平均標準報酬月額(2022年9月30日現在280,000円)のいずれか低い額になります。
  - ・任意継続加入期間中、変更されません。ただし9月30日現在の平均標準報酬月額が変動した場合は増減することがあります。
- (※2)・2023年4月分からの保険料率です。(40~64歳までの方は介護保険料が必要です。)
- ・保険料率は年度ごとに見直しが行われるため、変更となる場合がございます。

健康保険料率	10.0%	介護保険料率	1.8%
--------	-------	--------	------

※前年の所得によっては、国民健康保険の保険料の方が低額になる場合があります。お住まいの市区町村の窓口にお問い合わせください。

## 納付方法

- ・「月払い」または「前納」のどちらかを選択ください。
- ・金融機関の窓口で納付書にてお振込み（金融機関指定の納付書がある場合はそちらをご使用ください。）または、ATM、インターネットバンキングからでも可能です（氏名を必ず入力ください）自動引き落としではございません。
- ・振込手数料は、自己負担となります。
- ・任意継続制度の納付期限は法律で定められています。納付期限までに健保組合の口座に着金していない場合は、資格喪失となります。

### ●「月払い」を選択した場合

- ・納付期限は、当月分を毎月10日（土・日または祝祭日の場合は翌営業日）までです。
- ・納付書は3ヶ月分ずつ郵送します。

### ●「前納」を選択した場合

- ・次の2つから選択できます。

	種 類	納 付 期 間	納 付 期 限
①	半期（6ヶ月）前納	4月～9月、10月～翌年3月まで	3月末と9月末まで
②	全期（12ヶ月）前納	4月～翌年3月まで	3月末まで

- ・納付書は、3月または9月の中旬に郵送します。
- ・年4分の複利現価法による割引があります。（下記の表をご参照ください。）

### ★割引後の保険料 = 標準報酬月額 × 保険料率 × 割引係数（健康保険法施行令第49条）

前納月数	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	5ヶ月	6ヶ月
割引係数	0.99673694	1.99022147	2.98046420	3.96747573	4.95126657	5.93184725
前納月数	7ヶ月	8ヶ月	9ヶ月	10ヶ月	11ヶ月	12ヶ月
割引係数	6.90922823	7.88341996	8.85443285	9.82227727	10.78696356	11.74850202

#### （例）3月31日退職の場合

→4月1日任意継続取得、標準報酬月額が280,000円、半年（6ヶ月）前納を選択  
（健康保険料率10%、介護保険料率1.8%）

<資格取得月は1ヶ月分納付し、その翌月～9月分までを前納します。>

4月分…280,000円×11.8%＝33,040円/月（割引なし）

5月～9月分…33,040円/月×5ヶ月分（割引係数4.95126657）＝163,590円

（1円未満四捨五入）

※月払いより、1,610円安くなります。

## 給付内容

- ・被保険者・被扶養者とも、退職前と同じ保険給付（付加給付含む）が受けられます。  
出産手当金・傷病手当金は受給できませんが、退職時に出産手当金・傷病手当金の継続給付の受給条件を満たしている場合は、資格喪失後の給付として受給することができます。
- ・インフルエンザ補助金等の保健事業も同様に利用できますが、健康診断補助は、特定健診・人間ドック・りぼん健診のみ対象となります。

※いずれも、任意継続の資格喪失後は利用できません。万一保険給付や健診補助等を受けた場合は、ご返金いただきます。

## 資格の喪失

次のいずれかの条件に該当する場合のみ資格を喪失します。

1	2年を経過したとき
2	他の医療保険に加入したとき
3	保険料を期日までに納付しなかったとき
4	死亡したとき
5	75歳に到達したとき
6	資格喪失の希望を申し出て健保組合が受理したとき

## 申請方法

手順1：資格取得申請書にご記入・ご捺印ください。

手順2：初回（1ヶ月分）の保険料を下記の口座へお振込ください。

- ・振込手数料は、自己負担となります。
- ・2回目以降の納付書は保険証等の送付時に同封いたします。

手順3：資格取得申請書と退職前の健康保険証（被扶養者分含む）を健保組合へ郵送ください。

- ・退職日後20日以内に健保組合必着

（申請書送付先） 〒556-0017 大阪市浪速区湊町1丁目2番3号  
マルイト難波ビル13階  
デサント健康保険組合

（振込先） 三井住友銀行 / <sup>センバ</sup>船場支店 普通 596827  
口座名義： デサント健康保険組合

<ご不明な点は当健保組合までお問い合わせください。>  
デサント健康保険組合 TEL 06-6633-4214